

名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成14年告示第71号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、名護市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年告示第67号）に規定する児童クラブに対する補助金の交付に関し、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業 令和7年4月8日こ成環第173号こども家庭庁成育局長通知「放課後児童健全育成事業」の実施について（以下「通知」という。）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添1「放課後児童健全育成事業」により行う事業
- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添2「放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業）」により行う事業
- (3) 障害児受入推進事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添3「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」により行う事業
- (4) 放課後児童クラブ運営支援事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添4「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）」により行う事業
- (5) 放課後児童クラブ送迎支援事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添5「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」により行う事業
- (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添6「放課後児童支援員等処遇改善等事業」により行う事業
- (7) 障害児受入強化推進事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添7「障害児受入強化推進事業」により行う事業
- (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添8「小規模放課後児童クラブ支援事業」により行う事業
- (9) ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業 児童扶養手当又は母子父子家庭等医療費助成の受給者及び生活保護世帯並びに住民税非課税世帯に対して利用料の減免を行っている場合に、第1号の事業を行う者に対して、加算金を支給する事業
- (10) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添9「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業」により行う事業
- (11) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添12「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により行う事業
- (12) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添13「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」により行う事業
- (13) 民間施設利用放課後児童クラブ環境改善支援事業 沖縄県放課後児童クラブ支援

強化事業補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）別表に規定する「民間施設利用放課後児童クラブ環境改善支援事業（賃借料支援）」により行う事業
（補助金の算定方法）

第3条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額に基づき算定した額又は対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除して算定した額のいずれか低い方の額を、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは提出期限を変更することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 役員名簿
- (4) 児童名簿
- (5) 収支予算書
- (6) 指導員調書
- (7) 傷害保険証の写しまたは、保険料の支払いが確認出来る資料等
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金交付の適否を決定し、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（交付変更申請）

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後の事情の変更等により申請の内容を変更する場合は、名護市放課後児童健全育成事業補助金内容変更承認申請書（様式第3号）及び変更後の第4条第2号に規定する補助金所要額調書その他市長が必要と認める書類を市長へ提出するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業の終了後、名護市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、これを事業完了年度の翌年度4月3日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金清算書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考となる書類

（補助金の交付の時期）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、遅滞なく当該報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金交付の可否を当該補助事業者に対して、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとし、確定後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は事業の円滑を図るために必要と認めるときは、第5条の規定による補助金の交付決定後に概算払いにより交付することができる。

(補助金の交付決定の取り消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は補助金を打ち切り若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金について、不正な行為があったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業に関する収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿を、補助事業終了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年5月24日告示第94号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月31日告示第94—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日告示第58—2号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年7月31日告示第124号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年2月5日告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年5月21日告示第115—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月21日告示第120号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年10月31日告示第169号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日告示第145号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月31日告示第147—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年2月21日告示第18—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年2月7日から適用する。

附 則 (令和元年10月7日告示第168号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月1日告示第135—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- 附 則 (令和2年7月8日告示第157号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和3年3月26日告示第63号)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年10月1日告示第199号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和4年4月1日告示第87号)
この要綱は、告示の日から施行する。
- 附 則 (令和4年10月31日告示第184-3号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和4年12月22日告示第212-2号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 附 則 (令和5年4月3日告示第100-2号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和5年10月2日告示第168-3号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和6年10月4日告示第166号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和7年2月25日告示第23号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 附 則 (令和7年11月12日告示第171号)
この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

名護市放課後児童健全育成事業補助金基準額表

	補助基準額	対象経費
1 放課後児童健全育成事業	<p>① 原則、名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第29号。以下「条例」という。) 第10条第2項第1号のとおり、放課後児童支援員 (常勤職員に限る。) を2名以上配置した場合</p> <p>1 開所日数250日以上</p> <p>(1) 1支援 (年間平均登録児童数10~19人) 当たり 年額 4,615,000円 - (19人 - 年間平均登録児童数) × 30,000円</p> <p>(2) 1支援 (年間平均登録児童数20~35人) 当たり 年額 6,939,000円 - (36人 - 年間平均登録児童数) × 27,000円</p> <p>(3) 1支援 (年間平均登録児童数36~45人) 当たり 年額 6,939,000円</p> <p>(4) 1支援 (年間平均登録児童数46~70人) 当たり 年額 6,939,000円 - (年間平均登録児童数 - 45人) × 85,000円</p> <p>(5) 1支援 (年間平均登録児童数71人以上) 当たり</p>	放課後児童クラブの運営に要する経費 (飲食物費を除く。)

年額 4,740,000円

(6) 開所日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $28,000円 \times 251日 \sim 300日$ までの250日を超える日数

(7) 長時間開所加算額

ア 平日分（18時半を超えて開所する場合） $720,000円 \times$ 「18時半を超える時間」の年間平均時間数

イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） $324,000円 \times$ 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数

2 開所日数200以上249日以下（特例分）

(1) 1支援（年間平均登録児童数20人以上）当たり
年額 4,802,000円

(2) 1支援（年間平均登録児童数10～19人）当たり
年額 3,327,000円

(3) 長時間開所加算額（18時半を超えて開所する場合）
年額 $720,000円 \times$ 平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数

② 原則、条例どおりに放課後児童支援員、補助員を配置した場合

1 開所日数250日以上

(1) 1支援（年間平均登録児童数10～19人）当たり
年額 $2,794,000円 - (19人 - 年間平均登録児童数) \times 30,000円$

(2) 1支援（年間平均登録児童数20～35人）当たり
年額 $5,117,000円 - (36人 - 年間平均登録児童数) \times 27,000円$

(3) 1支援（年間平均登録児童数36～45人）当たり
年額 5,117,000円

(4) 1支援（年間平均登録児童数46～70人）当たり
年額 $5,117,000円 - (年間平均登録児童数 - 45人) \times 85,000円$

(5) 1支援（年間平均登録児童数71人以上）当たり
年額 2,917,000円

(6) 開所日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $21,000円 \times 251日 \sim 300日$ までの250日を超える日数

(7) 長時間開所加算額

ア 平日分（18時半を超えて開所する場合） $449,000円 \times$ 「18時半を超える時間」の年間平均時間数

イ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） $202,000円 \times$ 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数

	<p>2 開所日数200以上249日以下（特例分）</p> <p>(1) 1 支援（年間平均登録児童数20人以上）当たり年額 3,356,000円</p> <p>(2) 1 支援（年間平均登録児童数10～19人）当たり年額 1,881,000円</p> <p>(3) 長時間開所加算額（18時半を超えて開所する場合）年額 449,000円×平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数</p>	
2 放課後児童クラブ設置促進事業	<p>1 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含む場合（通知別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合を除く。）12,600,000円</p>	<p>既存施設の改修を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費</p>
3 放課後児童クラブ環境改善事業	<p>1 通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(1) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子ども教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(2) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>2 開所準備経費を含まない場合（1を除く。）1,000,000円</p> <p>3 開所準備経費を含む場合（1を除く。）1,600,000円</p>	<p>施設の改修、修繕等、環境整備に必要な経費</p>
4 障害児受入推進事業	<p>1 支援当たり年額 2,232,000円</p>	<p>障害児受入推進事業の実施に必要な経費</p>
5 放課後児童クラブ送迎支援事業	<p>1 支援当たり年額 581,000円</p>	<p>児童の送迎に必要な経費の燃料費</p>
6 放課後児童支援員等処遇改善等事業	<p>1 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1,829,000円</p> <p>2 上記1の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 3,330,000円</p>	<p>放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金</p>
7 障害児受入強化推進事業	<p>1 障害児を3人以上受け入れる場合（職員を1人配置）1 支援当たり年額 2,232,000円</p>	<p>障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費</p>

	2 医療的ケア児を受け入れる場合 (看護職員等を配置) 1支援当たり年額 4,061,000円	
8 小規模放課後児童クラブ支援事業	1支援の単位当たり年額 697,000円	放課後児童支援員等適正配置推進事業に必要な給料
9 ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業	放課後健全育成事業を行う者であって、児童扶養手当又は母子父子家庭等医療費助成の受給者及び生活保護世帯並びに住民税非課税世帯に対して利用料の減免を行っているものについて、次の額を放課後健全育成事業の補助額に加算する。 月額利用料の1/2の額と5,000円とを比較して低い額×児童数×12	
10 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員を配置 1事業所当たり年額 1,423,000円	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
11 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 年額131,000円	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金
12 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費

13 放課後児童 クラブ運営支援 事業	1 支援当たり 月額 281,000円	賃借料（敷金、権 利金その他これに 類する経費を除 く。）
14 民間施設利 用放課後児童ク ラブ環境改善支 援事業		

備考 事業実施月数が1月に満たない端数を生じた場合及び12月に満たない場合の各事業における補助基準額の計算方法については、それぞれ通知の別添の各事業の補助基準額の計算方法によるものとする。